

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務

- ・ 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策における点検、更新及び修繕等の維持管理を対象とした。

2 対象所属

建設局及び大阪港湾局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の老朽化対策や不具合対応が適切に行われておらず、老朽化等に伴う不具合や事故により、公園の目的（憩いや健康促進）や市民の安全性が損なわれるリスク	ア 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵について、効果的な点検計画を策定しているか。	指摘事項1 指摘事項4
	イ 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵について、老朽化等の状況を計画的に点検により適切に把握し、状況により応急対策を実施しているか。	指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
	ウ 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の維持管理について、優先度を勘案した上で、効果的な更新計画、修繕計画を策定しているか。	—
	エ 上記ウの計画に基づき更新、修繕等しているか。	—
	オ 発生した事故の原因を究明し、再発防止策を講じているか。	—

（注） 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 日常点検頻度の意思決定について改善を求めたもの

【建設局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月改訂）及び公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月）では、公園管理者が適切な点検頻度を設定する旨記載されている。

建設局は、平成29年2月に公園施設維持管理計画を策定し、日常点検について年8回の頻度で計画的に実施する旨記載しており、また、平成30年4月に公園施設安全管理要領（以下

「安全管理要領」という。)を改訂し、日常点検について2か月1回の頻度で実施する旨記載している。

[現状]

建設局の公園施設維持管理計画と安全管理要領について確認したところ、それぞれの日常点検頻度が一致しないことを確認した。平成30年の台風21号襲来による数多くの倒木等の被害対応や令和2年以降の新型コロナウイルスによる点検体制の縮減等の影響により、幾度となく暫定的に日常点検頻度を変更していたことから、令和4年度に一定の整理が必要との観点に立ち、公園緑化部とも調整の上、公園事務所長会において日常点検頻度を年3回とすることに決められたが、意思決定の手続がされないまま運用していた。

[原因]

公園施設維持管理計画及び安全管理要領に記載されている日常点検頻度の見直しがされたことにより、公園施設維持管理計画及び安全管理要領を改訂する必要性は認識していたが、改訂する手続を失念していたことが原因である。

[リスク]

適切な日常点検頻度による点検を実施していないことで、公園利用者の安全が確保できないリスク、また日常点検頻度の実態が公園施設維持管理計画及び安全管理要領と異なることにより、市民に対して説明責任を果たすことができないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

建設局は、公園施設の利用状況や地域の特性等の実態を踏まえて、都市公園の遊具・柵の安全が確保できる適切な日常点検頻度を決定し、公園施設維持管理計画及び安全管理要領の改訂について意思決定した上で、それに基づき点検を実施すること。

2 安全管理要領の内容変更の意思決定について改善を求めたもの

【建設局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

建設局で策定した安全管理要領では、点検結果を記録する点検記録表として、公園日常巡視点検カード(様式2)(以下「日常点検カード」という。)及び公園施設定期点検表(様式3)(以下「定期点検表」という。)を定めており、これを用いて点検を行うと記載している。また、それぞれの点検記録表には公園事務所長までの決裁欄が設けられている。

あわせて、各点検によって遊具等の公園施設に不具合や危険な状況を発見し、応急処置や使用禁止処置等を実施した場合は、記録写真とともに各種点検記録表(日常点検カードや定期点検表等)において速やかに報告すると記載している。

[現状]

建設局が行った日常点検及び定期点検の事務処理状況を確認したところ、点検後速やかに、点検記録表の決裁をしておらず、区単位ごとに約2か月ないし3か月分をまとめて別途鑑を添付し決裁していた。応急処置や使用禁止処置等を実施した場合は、安全管理要領に基づき速やかに公園事務所長まで報告、情報共有を行っているとのことであったが、記録写真等を提示しての口頭による報告であった。

また、令和3年11月の公園事務所長会において、事務負担の軽減等を目的として、点検記録表を、区単位ごとにまとめて決裁するというルールの見直しがされていたが、安全管理要領は改訂されていなかった。

[原因]

公園事務所長会において安全管理要領で規定されている決裁ルールの見直しがされたことにより、安全管理要領を改訂する必要性は認識していたが、改訂する手続を失念していたことが原因である。

[リスク]

安全管理要領が適正に運用されず、公園利用者の安全確保について、市民に対して説明責任を果たすことができないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

建設局は、安全管理要領の内容に変更の必要性が生じる事態が発生した際には、その内容を検証し、安全管理要領の改訂について意思決定した上で、それに基づき運用すること。

3 使用禁止遊具における情報提供について改善を求めたもの

【建設局及び大阪港湾局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

建設局で策定した安全管理要領では、「遊び場や遊具に関わる情報は、公園管理者と保護者、地域住民とが共有、交換することが望まれる。」、「使用禁止の旨を確実に明示し、あわせて使用禁止の理由、期間（目安）、お詫びなどを掲示する。」と記載している。

また大阪港湾局は、平成28年3月に港湾局所管基盤施設の維持管理の受委託に関する基本協定書にて、大阪港湾局が所管する海浜緑地の遊具の維持管理を建設局に委託している。ただし、休日、夜間の使用禁止措置等については大阪港湾局が対応することとしている。

[現状]

不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定の情報発信について確認したところ、「使用禁止中」の貼紙の措置を講じた上で、市民からの問合せがあった際にその都度説明をしていたが、使用禁止期間等については掲示していなかった。

[原因]

使用禁止となった遊具の情報については、市民から問合せがあった際に対応すれば十分であると認識していたため、広く周知しなければならないという考えに至っていなかったことが原因である。

[リスク]

使用禁止となった遊具の必要な情報を容易に把握できないことで、市民の利便性が損なわれるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

建設局及び大阪港湾局は、遊具利用者に対し、不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定について、適切に情報発信する仕組みを構築すること。

4 海浜緑地の遊具・柵における維持管理について改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）により、地方自治体においてインフラの維持管理、更新等を着実に推進するための長寿命化計画（行動計画）の策定が求められ、本市では、大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成 27 年 12 月）（以下「基本方針」という。）が策定された。この基本方針では、「公共施設のうち予防保全（状態監視型、時間計画型）で維持管理を実施するインフラ施設では、各施設を管理、所管するものが維持管理計画（個別施設計画）を策定する必要がある。」としている。

大阪港湾局は、所管する施設のより計画的な維持管理を進めて行くことを目的として、その基本的な方針及び計画を定めた臨港緑地施設等維持管理計画及び大阪港維持管理計画書等を策定している。

[現状]

臨港緑地施設等維持管理計画及び大阪港維持管理計画書について確認したところ、図表－1 の海浜緑地の遊具・柵については記載がなかった。

図表－1 維持管理計画に遊具・柵の記載がなかった施設（17 施設）

プラザ池臨港緑地	桜島臨港緑地	新夕陽丘
川のある緑道	常吉臨港緑地	常吉西臨港緑地
管理センター前プラザ臨港緑地	弁天ふ頭臨港緑地	野鳥園臨港緑地
第 1、2 突堤北臨港緑地	大正内港臨港緑地	咲洲キャナル
かもめ臨港緑地	舞洲緑道	親水堤防（C－8）
南港緑道	舞洲緑地	

大阪港湾局が所管している大部分の海浜緑地については、建設局と協定を締結しており、適切な維持管理が行われていた。一方、大阪港湾局の巡視点検状況について確認したところ、施設を訪れたこと等が業務日誌では確認できたが、点検内容及び点検結果は記載されていなかった。

[原因]

所管する海浜緑地の大部分のエリアの管理を建設局に委託していることから、自らが維持管理をしなければならない対象施設としての認識が低かったことが原因である。

[リスク]

各施設の維持管理が適切に行われず、また、計画的な点検や補修、更新が実施されないことで、老朽化等による腐食や損傷により施設利用者に被害が及ぶなど、市民の安全性を損なうリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項4]

大阪港湾局は、所管する海浜緑地における遊具・柵について、既存の維持管理計画に盛り込み、それに基づき計画的に点検や補修、更新を実施すること。

第7 その他

なし

参考

1 監査の対象施設

建設局が所管する本市における都市公園^{(注) 1} (992 箇所) 及び大阪港湾局が所管する海浜緑地^{(注) 2} (40 箇所) のうち、監査対象である遊具^{(注) 3}・柵^{(注) 4}が設置されている都市公園及び海浜緑地の数は図表－２のとおり、また、遊具の種類と数は図表－３及び図表－４のとおりである。

- (注) 1 都市公園とは、都市公園法で定められた、国又は地方自治体が設置した公園のことで、このうち地方自治体が設置している都市公園には、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、特殊公園、都市緑地、緑道に分類されている。
- 2 海浜緑地は、本監査においては大阪港湾局が所管する公園及び一般市民が利用できる柵のある護岸として位置付ける。
- 3 遊具とは、都市公園法施行令第５条第３項において遊戯施設として定めており、ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの。
- 4 柵とは、都市公園、海浜緑地内に設置されている落下、転落、侵入防止柵、手摺^すり、フェンス、その他これらに類するもの。

図表－２ 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の設置公園数

対象所属	公園施設		公園（緑地）数 （箇所）
建設局	遊具		909
	柵	防球柵	308
		その他柵	954
大阪港湾局	遊具		3
	柵	防球柵	4
		その他柵	24

(注) 建設局及び大阪港湾局より提出された資料を基に監査部にて作成

図表－３ 建設局所管の都市公園における遊具の種類と数

遊具の種類（名称）		数量 （台）	遊具の種類（名称）		数量 （台）
ブランコ（２連）		491	プレイタイヤ		64
ブランコ（６連）		67	バスケットゴール		19
ブランコ（幼児用）		371	スプリング遊具		21
すべり台		280	スイング遊具		207
すべり台（幼児用）		399	木製遊具		16
低鉄棒		313	複合遊具（木製）		16
高鉄棒		16	複合遊具（鋼製）		556
^{ろく} 肋木鉄棒		18	その他（複合遊具）		4
ラダー		153	固定遊具	ワニ、カメ	88
ジャングルジム		62		くま、とら	316
くぐり輪		8		だんごむし、たけ、かえる	207
ステップ遊具		1	その他の遊具		41
砂場		750	指定管理者自主事業	ジャングルジム	1
石山		94		幼児用ブランコ	1
クライミングスライダー		59		ブランコ	1
飛び石		159		二人乗り用ブランコ	1
プレイウォール		63		大型ブランコ	1
プレイスカルプチャー		82		大型回転遊具	1
土管トンネル		3		複合遊具 土管トンネル	1
健康遊具、健康器具	背伸ばしベンチ	266		その他遊具	2
	腹筋ベンチ	108		シーソー	1
	懸垂ベンチ	57			
	平均台	14			
	平行棒	29			
	腕立て	8			
	ぶら下がり	80			
	パラレルハンガー	61			
	垂直跳び	16			
	ローリングステップ	4			
	ストレッチ	60			
	ジャンピング	13			
	足つば	6			
	馬とび	6			
	その他（健康遊具）	106			

(注) 建設局より提出された資料を基に監査部にて作成

図表－４ 大阪港湾局所管の海浜緑地における遊具の種類と数

遊具の種類（名称）	数量 （台）
ブランコ	1
滑り台	3
砂場	2
複合遊具	2
石山（クライミング施設）	1

（注）大阪港湾局より提出された資料を基に監査部にて作成

2 実地調査対象業務範囲

本監査では都市公園及び海浜緑地における遊具や柵について、施設の健全性を確保し市民が安全に利用できる施設とするために、適切に点検されているか、また、計画的に更新や維持管理されているかを確認することとしており、主に以下の内容について確認した。なお、点検記録及び遊具履歴書の抽出については 992 箇所の都市公園及び 40 箇所の海浜緑地のうち、都市公園においてはおおむね維持管理状況が確認できる数として 7 つの公園事務所からそれぞれ 10 箇所の都市公園を抽出し、海浜緑地においては遊具・柵のある全ての海浜緑地を抽出した。抽出状況は図表－5 及び図表－6 のとおりである。

- (1) 点検記録（日常点検及び定期点検）（令和 4 年度）
- (2) 遊具履歴書の作成状況
- (3) 修繕、更新の計画及び実施状況
- (4) 事故記録（令和 4 年度）
- (5) 市民からの不具合情報記録（要望記録含む）（令和 4 年度）

図表－5 建設局の実地調査で抽出した都市公園 ^(注)

公園事務所	行政区	都市公園名称				
十三 公園事務所	淀川区	木川	十三	西町	塚本	十三東
		新北野	淀川	加島小	三津屋	新高
扇町 公園事務所	北区	中之島	扇町	毛馬	鶴満寺	浦江
		本庄小	豊崎西	中津南	南天満	豊崎中
八幡屋 公園事務所	港区	八幡屋	築港南	東田中	天保山	三先
		弁天西	弁天ふ頭	石田	港南	市岡元町
大阪城 公園事務所	中央区	大阪城	東平南	越中	広小路	森之宮
		東平北	寺山	東横堀	高津	北大江
鶴見緑地 公園事務所	鶴見区	放出	緑第一	放出小	今津	鶴見緑地
		今津東	今津南	横堤東	鶴見北	横堤北
真田山 公園事務所	天王寺区	天王寺	真田山	生玉	寺田町	五条
		清水谷	大道北	上汐	宰相山西	五条小
長居 公園事務所	東住吉区	山坂	育和	平野白鷺	酒君塚	駒川
		鷹合	長居	桑津東	駒川北	桑津北

(注) 点検記録及び遊具履歴書において調査対象とした都市公園

図表－6 大阪港湾局の実地調査で抽出した海浜緑地^(注)

施設名		緑地数 (箇所)	海浜緑地名称				
遊具		3	舞洲緑地	常吉 臨港緑地	コスモ スクエア 海浜緑地		
柵	防球柵	4	常吉 臨港緑地	常吉西 臨港緑地	第1、2 突堤北 臨港緑地	鶴浜緑地	
	その他柵	24	プラザ池 臨港緑地	川のある 緑道	管理セン ター前 プラザ 臨港緑地	第1、2 突堤北 臨港緑地	かもめ 臨港緑地
			南港緑道	桜島 臨港緑地	常吉 臨港緑地	弁天ふ頭 臨港緑地	大正内港 臨港緑地
			舞洲緑道	此花西部 臨港緑地	中央突堤 臨港緑地	コスモ スクエア 海浜緑地	舞洲緑地
			新夕陽丘	鶴浜緑地	常吉西 臨港緑地	野鳥園 臨港緑地	咲洲 キャナル
			親水堤防 (C-8)	オズ岸壁 物揚場	南港 魚つり園	大和川北 防波堤	

(注) 点検記録及び遊具履歴書において調査対象とした海浜緑地